

特定商取引法に基づく表記

(ノレル自社型中古車プラン)

役務提供事業者

株式会社IDOM CaaS Technology

代表者

代表取締役社長 山畑 直樹

所在地

〒150-0041 東京都渋谷区神南一丁目19番4号

電話番号

0120-355-018

[受付時間]10:00~20:00 (年末年始などの特別休暇を除き、年中無休)

電子メールアドレス

norel@glv.co.jp

運営責任者

山畑 直樹

◆役務の対価

リース料は車種・グレードごとにWEBサイト(<https://norel.jp/search/>)に記載しております。

ご契約自動車のお引渡しにかかる費用（登録諸費用並びに運搬費はリース料に含まれています。）

・超過走行距離料金

対象自動車の1ヶ月あたりの平均走行可能距離は、1,000 kmまでとし、対象自動車の会員への引渡し時から当社への返却時まで増加した走行距離を、リース期間に係る月数で除した走行距離が、

1,000 kmを超える場合、会員は、当社からの請求に従い、超過走行距離1kmあたり20円(税別)の超過精算金を支払うものとします。

例：リース期間が84ヶ月で貸渡時走行距離が100kmの場合、契約走行距離（走行可能距離）は84,100km。返却時走行距離が90,000kmの場合、1ヵ月当たりの平均走行距離は1070kmになるため、走行距離超過料が発生します。

この場合の走行距離超過料は、90,000km-84,100km×20円（税別）＝118,000円（税別）になります。

- ・原状回復費用

万一、ご利用中に対象自動車に損傷してしまった場合、利用規約第37条、第51条、第55条の定めに従い原状回復費用をお支払いいただく必要があります。

◆当社に対して支払う費用以外でお客様が負担する必要のあるもの

- ・自動車保険（任意保険）料
- ・交通事故によって発生する費用（その交通事故がお客様の責によるものか否かは問いません）
- ・燃料の費用
- ・駐車場代等保管場所の確保にかかる費用
- ・タイヤ、エンジンオイル、バッテリー、冷却水、ブレーキオイル、ウォッシャー液、各種電球類、ブレーキパッド、ワイパーゴム、その他消耗品の点検、補充及び交換に要する費用
- ・道路運送車両法に定める日常点検整備及び定期点検整備に要する費用
- ・自賠責保険料、自動車重量税および継続検査に要する費用

※定期点検整備とは法定 12 ヶ月点検や法定 24 ヶ月点検（車検）のことを言います。

- ・対象自動車等についてメーカーからリコール等の措置を受けるために要する費用
- ・法令違反の行為に対して法令に基づき課せられる罰金、科料、過料または反則金
- ・火災、地震、台風その他の天変地異またはお客様の責に帰すことのできない事由によって生じた不具合または故障に対する整備、修理および部品交換の費用
- ・対象自動車の経年劣化を原因として発生した故障の整備、修理および部品交換の費用

◆お支払い方法

- ・口座振替によるお支払い。

但し、初回のお支払い（リース料2ヶ月分相当）は銀行振込によるお支払いになります。（振込手数料は会員負担となります。）

◆お支払い期限

- ・リース契約成立後に登録日を含む月のリース料と翌月のリース料（これに対する消費税相当額を含みます。）の2回分として当社が指定する金額の前受金を、個別リース契約の成立後14日以内もしくは当社が指定する期日までに、銀行振込による方法で、当社が指定する口座へお振込みいただきます。ただし、当社が認める場合、会員は、以下の形で計2回の分割払いをすることができるとします。ただし、いずれの場合も、振込手数料は会員が負担するものとします。1回目：第18条第4項の個別のリース契約成立後14日以内に、登録日を含む月のリース料相当額の支払
2回目：第18条第4項の個別のリース契約成立日を含む月の翌月または翌々月の当社が指定する日までに、登録日を含む月の翌月のリース料相当額の支払
その後、毎月5日（金融機関の休業日である場合は、その翌営業日）に1ヶ月分のリース料が会員の指定する口座から引き落とされます。（なお、リース契約締結後の自動車登録日をリース開始日とします。）

◆商品・役務の提供時期

- ・会員が、当社ウェブサイトまたは当社が指定する電磁的記録方法に掲載の利用規約に同意のうえお申込みいただき、お申込み後、当社が承諾した時点で、対象自動車のリース契約が締結されます。
- ・当社は、対象自動車のリース契約締結後、自動車の納車準備を開始いたします。
- ・自動車の納車時期については、リース契約の締結後に自動車登録に必要な手続き書類等を別途ご案内いたします。自動車登録に必要な書類等をご提出いただいた後、自動車登録手続きが完了する時期に当社からご連絡いたします。ここで確定する期日を自動車の引き渡し時期とします。
- ・自動車の納車時期は、自動車登録に必要な書類等をご提出いただいてから通常1～2ヶ月程度かかります。なお、納車準備の状況により納期がそれ以上かかる場合もございます。
- ・対象自動車の納車場所は、IDOMグループの店頭もしくは自動車輸送によるお客様のご自宅となります。

◆リース期間満了

- ・リース期間満了後にご契約リース自動車を返還していただきます。

ただし、会員はリース期間満了の2ヶ月前からリース期間満了までの期間中、当社に対し、当社の定める方法により、対象自動車を自ら買い取ることを打診することができるものとします。

- ・ 当社は、会員から前項の規定に基づく買取りの打診があったときは、その打診の日から 10 営業日以内にこれに応答するものとします。なお、当社と会員の間で会員が対象自動車を買い取ることの合意がなされた場合でも、会員は、対象自動車のリース期間満了により当社に対して対象自動車を返却するものとし、当社は、当社の定める手続きおよび整備の完了後、会員に対して対象自動車を納車するものとします。

※当社が対象自動車を会員に売却することを保証するものではありません。

◆解約

リース契約は、契約締結後一定期間内であれば無条件に契約を解除することができるクーリング・オフ制度の適用がなく、初期費用の振込後の返品・注文キャンセルはできません。ただし、初期費用の振込後納車までの間にやむを得ずキャンセルを希望の場合は、当社指定の早期解約の覚書を締結すると共に、利用料と追加精算金を支払うことで早期解約ができるものとします。

例)プラン利用料が37,000円(税別)であり、前受金額が1ヶ月分の利用料相当額である場合

(利用料37,000円×11ヶ月)+(追加精算金37,000円×12ヶ月)=851,000円(税別)+消費税85,100円=936,100円(税込)

※前受金が1ヶ月分の利用料相当額である場合、当該金額はお支払済みのため、お支払いいただく利用料は合計で12ヶ月分になります。前受金が2ヶ月分の利用料相当額である場合も、お支払いいただく利用料は合計で12ヶ月分になります。

また、ご契約自動車の登録日から12ヶ月毎の契約更新をせず、早期解約を希望される場合は、自動契約更新日の前日から60日前までに、当社の指定する方法により、早期解約の覚書を締結するものとし、お客様は自動更新の30日前までに、未払いの利用料および追加精算金※2を支払うものとし、当社はこれをもって、ご契約自動車の返却の手続きを行うものとします。

※. 本サービスは、12ヶ月毎の自動更新により、契約期間お乗りいただく前提で、月々のお支払額を低減・平準化して、毎月のリース料としています。契約更新月に更新をしないで終了する場合は、経過期間により下記の早期解約にともなう追加精算金をお支払いいただきます。

< 1 年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加精算金
1～12ヶ月	無し

< 2 年契約の場合の追加精算金 >

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13～24ヶ月	無し

<3年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料6ヶ月分
25～36ヶ月	無し

<4年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料2ヶ月分
37～48ヶ月	無し

<5年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
37～48ヶ月	毎月のリース料2ヶ月分
49～60ヶ月	無し

<6年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加清算金
1～12ヶ月	毎月のリース料10ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料6ヶ月分
37～48ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
49～60ヶ月	毎月のリース料2ヶ月分

61～72ヶ月	無し
---------	----

<7年契約の場合の追加精算金>

経過期間	追加精算金
1～12ヶ月	毎月のリース料12ヶ月分
13～24ヶ月	毎月のリース料10ヶ月分
25～36ヶ月	毎月のリース料8ヶ月分
37～48ヶ月	毎月のリース料6ヶ月分
49～60ヶ月	毎月のリース料4ヶ月分
61～72ヶ月	毎月のリース料2ヶ月分
73～84ヶ月	無し

◆その他の提供条件

ご契約自動車については、お客様のご負担により善良な管理者の注意をもって使用・保管のうえ管理させていただきます。

また、禁止事項（改造、競技・サーキット走行等）がございます。

異臭・汚損等による車両の修理・清掃が発生する場合は、その原状回復費用を請求する可能性がございます。

2024年12月7日制定

2025年9月29日改定